第14章 推進体制

- 1 京都地域包括ケア推進機構における各種プロジェクトの推進
- 2 自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組の推進
- 3 介護保険制度の適正な運営の確保
- 4 高齢者の健康福祉サービス推進のための体制づくり

この章では、この計画の推進のための体制整備や自立支援・重度化防止等に向けた市町村支援、介護給付適正化の推進等について説明します。

第14章 推進体制

1 京都地域包括ケア推進機構における各種プロジェクトの推進

この項目のポイント

▶ オール京都体制による広域的な支援体制の整備

【現状と課題】

- □ 京都府では、行政だけでなく医療・介護・福祉のあらゆる関係団体がオール京都体制で「地域包括ケア」の実現に取り組むため、京都地域包括ケア推進機構(以下「推進機構」という。)を設立し、制度や組織の壁を越えて連携の強化につながる取組を進めています。
- □ 推進機構では、先述の「在宅療養あんしん病院登録システム」のほか、地域包括ケアを 実現するための医療・介護・福祉の連携について、認知症総合対策、総合リハビリテーションの推進、看取り対策を3大プロジェクトとして、それぞれ推進プランを策定し、オール京都体制で取り組むこととしています。(図表14-1)
- □ 推進機構の構成団体の専門性と、市町村の取組とのマッチングによる事業展開を更に推進し、市町村単位での医療・介護・福祉の連携強化を充実させていく必要があります。

【今後の取組】

■ 推進機構において、医療・介護・福祉の関係機関が連携したオール京都体制で、「第3 次京都式オレンジプラン(第3次京都認知症総合対策推進計画)」、「総合リハビリテーション推進プラン」、「『さいごまで自分らしく生きる』を支える京都ビジョン・京都アクション」等に基づき、各種プロジェクトをオール京都体制で推進します。(図表14-1)

【図表14-1 京都地域包括ケア推進機構の概要】



□京都府立医科大学 □一般社団法人 京都府医師会 □公益社団法人 京都府栄養士会 □公益社団法人 京都府介護支援専
門員会 □一般社団法人 京都府介護福祉士会 □一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会 □公益社団法人 京都府看護
協会 □京都大学 □京都府行政書士会 □一般社団法人 京都府言語聴覚士会 □京都府後期高齢者医療広域連合 □京都
府国民健康保険団体連合会 □一般社団法人 京都府作業療法士会 □一般社団法人 京都府歯科医師会 □公益社団法人 京
都府歯科衛生士会 □京都府市長会 □京都司法書士会 □社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 □社会福祉法人 京都市
社会福祉協議会 □一般社団法人 京都社会福祉士会 □一般社団法人京都私立病院協会 □一般社団法人 京都精神科病院
協会 □京都府地域包括·在宅介護支援センター協議会 □京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会
□京都府町村会 □一般社団法人 京都府病院協会 □京都府立大学 □京都弁護士会 □一般社団法人 京都府訪問看護ス
テーション協議会 □京都府民生児童委員協議会 □京都市民生児童委員連盟 □一般社団法人 京都府薬剤師会 □一般
社団法人 京都府理学療法士会 □京都府慢性期医療協会 □京都府リハビリテーション連絡協議会 □一般社団法人 京都
府老人福祉施設協議会 □一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会 □京都府 □京都市 以上39団体(50音順)

2 自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組の推進

- この項目のポイント

- ▶ 市町村が介護保険事業計画に基づくPDCAサイクルを推進し、自立支援・重度化 防止、また地域包括ケアの推進等に係る効果的な取組を実施できるよう支援
- ▶ 保健所と地域包括ケア推進ネットによる市町村への伴走支援

【現状と課題】

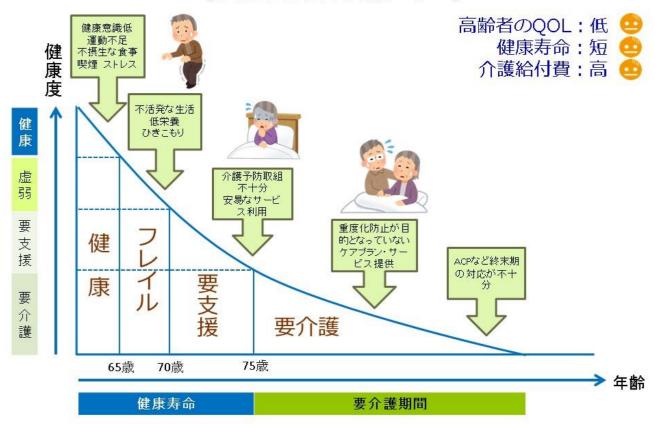
- □ 介護保険制度の基本理念である、高齢者の尊厳の保持と自立支援を実現するため、保険者である市町村が保険者機能を発揮して、高齢者の自立支援や重度化防止等に主体的に取り組むことが必要です。(図表 14-2)
- □ そのため、市町村は介護保険事業計画に基づくPDCAサイクルを推進し、課題分析に 基づく施策立案を行い、取組が効果的・効率的なものとなるよう、常に見直しを行う必要 があります。
- □ また、地域包括ケアは、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて 作り上げていくことが必要です。
- □ 在宅医療・介護連携など広域調整が必要な事業や、データに基づく課題分析など専門的 な視点が必要な事業に対しては、市町村が効果的な取組を実施できるよう、府や京都地域 包括ケア推進機構の支援が必要です。

【今後の取組】

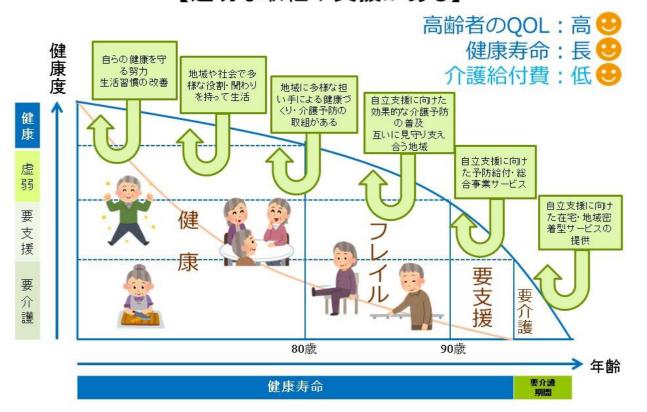
- 市町村が、データに基づいて地域の課題を分析・抽出し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた具体的な取組内容と、事業の成果を評価するための数値目標を定めて、介護保険事業計画に記載するとともに、取組の効果について毎年度評価を行った上で結果を公表し、取組の改善に繋げることができるよう、PDCAサイクルの推進を支援します。
- 介護給付・要介護認定データ等を専門的な観点から分析・検証し、その結果を市町村に 提供するとともに、自立支援・重度化防止に係る研修会や助言を行うことにより、市町村 の取組を支援します。
- 市町村における地域包括ケアの構築等を、京都府と京都地域包括ケア推進機構の連携の もと、府保健所と地域包括ケア推進ネットが伴走支援します。

【図表14-2 自立支援・重度化防止のイメージ】

自立支援・重度化防止のイメージ① 【適切な取組や支援がない】



自立支援・重度化防止のイメージ② 【適切な取組や支援がある】



3 介護保険制度の適正な運営の確保

- この項目のポイント

- ▶ 介護サービスの事業者に係る指定審査及び指導・監査を適正に実施
- ▶ 介護サービス事業者の情報の公表、第三者評価、外部評価の一層の推進
- ▶ 不服申立て制度としての介護保険審査会を適正に運営
- ▶ 第6期京都府介護給付適正化計画を策定し、市町村の取組を推進

(1) 介護サービス事業者に係る指定、指導・監査

【現状と課題】

] 2023年3月(令和4年度)	末現在で、	介護サー	ビス事業所は、	府内で13	3, 0	7 4	事業
所が指定されて	いますが、要	介護認定者	数は今後	も増加すること	が見込まれ	いるこ	とか	ら、
引き続き、介護・	サービスの充	実を図って	いく必要な	ぶあります。				

〕 介護サー	-ビス(の利用の位	伸長に伴い、	増加す	る介護サ	ービス事	業所に対す	-る効率	的·	効果
的な指定、	指導	監査の目	取組が必要で	ぎす。						

介護サービス事業所については、	悪質な不正事案に対して厳正に対処する一方、サー	- ビ
スの質の向上を図る観点からの指導	・育成が重要です。	

2015	(平成27)	年度介護保険制	度改正に伴う	一部事業の市町	町村への段階的	な移行や3	} 年
に一度	の介護報酬	州改定等を踏まえ	、各市町村と	連携を密にし、	適切な指導監	督を行って	こしい
く必要な	があります	0					

【今後の取組】

- 事業者指定に当たっては、関係法令に定める指定基準に基づき、審査手続の公平性と透明性を確保し、的確で効率的な審査を行っていきます。
- 事業者に対する指導・監査については、各市町村と連携し、引き続き悪質な事案に対し 指定取消を含む厳正な対応を行うとともに、不正事案の未然防止・再発防止の観点から、 事業者に義務づけられている法令遵守等の業務管理体制についての指導・検査を行うこと により、より一層の事業運営の適正化に努めます。
- 事業者のサービスの質の向上を図る観点から、虐待防止や身体拘束廃止等に向けた取組 に対する指導的援助を図ります。

第14章

(2) 介護サービス事業者の情報の公表、第三者評価等

【現状と課題】

- □ 介護サービスの利用者が、質の高いサービスを適切に選択できるよう、事業者の情報を 利用者に適切に提供することが重要です。
- □ 高齢者の自立支援・重度化防止のためのサービス提供に向けて、引き続き、介護サービスの質の向上や、事業の透明性の向上に努めていく必要があります。
- □ 特に、「介護サービス第三者評価」については、介護職員等において、よりよいサービス 提供の気づきを深め、質の向上に取り組む機会となるとともに、事業所の透明性を高め、利用 者のサービス選択に資するものであるため、その一層の推進が求められます。

【今後の取組】

- 利用者が質の高いサービスを適切に選択できるよう、介護・福祉サービス第三者評価、 介護サービス情報の公表制度及び地域密着型サービスの外部評価の事業推進に取り組みま す。
- 引き続き、京都府における推進組織である「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」と連携し、評価調査者の育成や評価項目の見直し等を行い、第三者評価の推進を図っていきます。
- また、「きょうと福祉人材育成認証制度」をはじめとする関連事業との連携により、第三 者評価の受診促進を図るとともに、一層の普及・啓発に努めます。
- 介護サービスに対する苦情・相談については、介護保険制度上、サービスの苦情処理機関として位置づけられている「京都府国民健康保険団体連合会」に対して引き続き必要な支援を行うなど、利用者の保護、サービスの向上に資する取組を進めます。

(3) 介護保険審査会の運営

【現状と課題】

□ 市町村長が行う要介護認定や保険料の賦課等に対する不服申立てについては、京都府介 護保険審査会において対応しています。

【今後の取組】

■ 今後とも、不服申立ての制度がより円滑に機能し、権利・利益の迅速な救済が図られるよう努めます。

(4) 介護給付適正化の推進〔第6期京都府介護給付適正化計画〕

① 趣 旨

- □ 介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目指すものです。
- □ 2017 (平成29) 年介護保険法改正において保険者機能の強化が盛り込まれ、市町村が保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護給付の適正化について、具体的な取組と目標を介護保険事業計画に記載して、PDCAサイクルを推進することとされました。
- □ さらに、介護給付適正化事業については、2018 (平成30) 年度に創設された保険者機能 強化推進交付金等においても、評価項目に位置づけられているほか、介護給付費財政調整 交付金の第9期計画期間の算定にあたって、下記の主要3事業の取組状況が勘案されるこ ととなるなど、これまで以上に取組の強化が求められています。
- □ 京都府では、これまで5期にわたり、「京都府介護給付適正化計画」を策定し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱として、各市町村における介護給付の適正化の取組を推進してきたところです。
- □ 次期計画では、「介護給付費通知」が任意事業に位置付けられ、「住宅改修の点検、福祉 用具購入・貸与調査」は、実施の効率化を図るため、事業の親和性が高い「ケアプラン点検」 に統合され、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた 3事業が給付適正化主要事業とされます。

② 実施状況

□ 2023 (令和5) 年度現在、前期計画策定時と比較すると、「要介護認定の適正化」及び「縦覧点検・医療情報との突合」が、2014 (平成26) 年10月から主要4帳票について京都府国民健康保険団体連合会と連携して市町村の負担軽減を図っていることもあり、引き続き全市町村で実施されるとともに、「住宅改修等の点検」が、未実施であった1市町村で実施され26市町村で実施されています。

また、「ケアプランの点検」については、新たに1市町村で実施され、19市町村で実施されていますが、「介護給付費通知」については、新たに3市町村で実施されたものの、8市町村での実施にとどまっています。

(図表 14-3)

【図表14-3 府内市町村における介護給付適正化事業の取組状況(2023(R5)年度)】

取 組 内 容	実施市町村数
	(2020 (R2) 年度からの増減)
要介護認定の適正化	2 6 (± 0)
ケアプランの点検	1 9 (+1)
住宅改修等の点検	26 (+1)
縦覧点検・医療情報との突合	26 (±0)
介護給付費通知	8 (+3)

- □ 京都府では、府内市町村の介護給付適正化事業の実施を支援するため、2018 (平成30) 年度、新たに京都府介護給付適正化研修会を実施し、2019 (令和元) 年度以降も継続して 実施しています。また、毎年開催される介護給付適正化近畿ブロック研修会に、府内市町 村へも広く参加を呼びかけているところです。
- \square 第6期計画の策定にあたって、各市町村と個別意見交換を行い現状把握を行ったところ、下記の課題を抱えている市町村が多いことが明らかになりました。(図表14-4)

【図表14-4 府内市町村における介護給付適正化事業毎の課題】

【凶衣14-4 州州川町州における月陵福州適正任事未毋の味趣】			
事業	主な課題		
ケアプランの点検	・介護支援専門員資格等を有する専門職等、専門知識を持った		
	職員の配置が困難		
	・職員体制上実施できていない		
	・定期人事異動によりノウハウの継承が困難		
住宅改修等の点検	・住宅改修の現地での検査確認に必要な体制やノウハウが不足		
	・リハビリテーション専門職等、専門知識を持った職員の配置		
	が困難		
介護給付費通知	・ 予算確保が困難		
	・実施による事業効果の評価・説明が難しい		

③ 第6期における取組

■ 各市町村における課題や、厚生労働省の「『介護給付適正化』計画に関する指針」をふまえ、ここに「第6期京都府介護給付適正化計画」(計画期間:2024(令和6)~2026(令和8)年度)を策定し、下記の3事業を柱として、市町村の保険者機能強化の一環として、各市町村における介護給付適正化の取組を推進します。(図表14-5)

【図表14-5 第6期京都府介護給付適正化計画における各市町村の介護給付適正化事業計画】

取 組 内 容	2026 (R8) 年度実施市町村数(目標)
要介護認定の適正化	26(全市町村)
ケアプラン点検、住宅改修等の点検、	26(全市町村)
福祉用具購入・貸与調査	
縦覧点検・医療情報との突合	26(全市町村)

- 各市町村の介護給付適正化の取組状況を随時把握するとともに、各種情報提供や、個別意見交換における助言等を行い、具体的な取組と指標を盛り込んだ市町村介護給付適正化計画が適切に策定されるよう支援します。
- 「要介護認定の適正化」について、公平・公正かつ適切な要介護認定が行えるよう、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医への研修を実施するとともに、認定調査票の確認や国の業務分析データを活用した分析など、市町村の取組を支援します。

また、介護認定審査会委員について、市町村等によって歯科医師、薬剤師等の医療専門職の配置状況が異なるため、地域間格差を生じることなく、個々人の状況を踏まえ適切な要介護認定が行われるよう、市町村等へ配置を促します。

- 「縦覧点検・医療情報との突合」については、点検実施における専門性の確保が求められることから、引き続き京都府国民健康保険団体連合会と連携し、事業者への照会・確認から過誤調整までを含めた、効果的・効率的な点検業務を実施し、市町村の負担軽減を図ります。
- 「ケアプランの点検」等については、専門知識が求められることや職員の人事異動時の ノウハウの継承が課題となっていることから、京都府介護支援専門員会や京都府国民健康 保険団体連合会等と連携し、市町村職員を対象とした検討会や研修の実施や、介護支援専 門員等のアドバイザーの派遣等により、各市町村の取組を支援します。
- 小規模な市町村においても、それぞれの実情に応じた介護給付適正化の取組が推進されるよう、他自治体の好事例の収集・提供に努めるとともに、研修会等の機会に市町村間の情報交換を促進する等、府内全市町村での取組が進むよう支援します。

4 高齢者の健康福祉サービス推進のための体制づくり

- この項目のポイント

- ▶ 府民の理解の促進
- ▶ 市町村、関係団体等との連携体制の整備
- ▶ 関係課(室)や広域振興局との連携・調整等、庁内体制の整備
- ▶ 市町村との連携による進行管理

(1) 広報・啓発

- 高齢者がそれぞれの健康状態や生活様式(ライフスタイル)等に応じて、住み慣れた地域で健やかに充実した生活ができるとともに、いきいきと社会参加ができ、安心・安全に暮らせる社会の構築を目指して、京都府では、この計画に基づき、市町村等への支援を含め、様々な施策を展開していくこととしています。
- これらの施策を効果的に推進するためには、高齢者はもとより、府民全員が、超高齢社会の現状や課題を理解し、共に支え合うことが重要です。
- このため、京都府広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用するほか、市町村や関係機関等との連携を図り、府民に対して計画策定の趣旨や計画内容の広報・啓発に努めます。
- また、高齢者の介護予防、健康づくり、社会参加の支援等、高齢者の健康福祉に関する 幅広い事業について、分かりやすい広報に努め、幅広い府民の参加を促します。

(2) 関係団体等との連携体制の整備

- この計画は、高齢者に対する健康福祉施策を総合的に展開するための計画であることから、各種サービスを単一にではなく、関係団体と十分に連携を取りながら総合的に提供できるよう調整を図る必要があります。
- 京都府では、行政関係者、医療・介護・福祉の専門職・関係団体、学識経験者を構成員として設置している「京都府高齢者サービス総合調整推進会議」で、高齢者サービスの総合調整推進のための企画立案、医療・介護・福祉等に係る情報交換及び連絡調整等を実施することとしており、定期的に計画の進捗状況の点検・評価を行い、計画の円滑な進行を図ります。
- この計画の推進に当たっては、市町村をはじめ、医療・介護・福祉の各種団体の果たす 役割は重要であり、これら関係団体との連携の下に設置した推進機構がオール京都体制で 地域包括ケアの実現のための取組を推進します。

(3) 庁内体制の整備

- この計画は、高齢者を地域全体で支えるという観点から、庁内一体的な計画策定を行う ため設置している「京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議」により、関係課(室)相 互の情報交換及び連絡調整を図りながら作成しましたが、今後も、京都府の高齢者施策の 充実や市町村に対する助言等により計画の円滑な進行が図られるよう、関係課(室)との 調整を行っていくこととします。
- 高齢化の状況や課題等は市町村ごとに異なるため、地域の特性に応じた施策が行われるよう、地域に密着した広域振興局、特に府保健所との連携を図りながら、市町村に対する助言・支援を行っていきます。

(4) 進捗管理

- この計画は、各市町村計画と一体となって推進されることによりはじめて具体化するものであるため、計画の推進に当たっては、各市町村と十分に連携して進めていく必要があります。
- 各市町村においては、毎年各種サービスや取組と目標等の進捗管理を行い、年度ごとの 課題・問題点を整理することとしており、京都府においても、各市町村の状況を的確に把 握することにより、市町村計画及び京都府計画それぞれが、高齢者のニーズに沿った計画 となるよう、3年ごとの見直しを実施することとしています。